

# tateras™サービス利用規約

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「taterasサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に従って「tateras」を提供します。

## 第1章 総則

### 第1条 用語の定義

本規約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、建設作業所の業務効率化に向けて、当社が契約者に対して提供するソリューション（本条第5号に定める対応機器等の貸与を含みます。）である「tateras」サービスをいいます。
- (2) 「本契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるため、第9条に定める方法で締結される、当社と契約者間の契約のことをいいます。
- (3) 「契約者」とは、当社と本契約を締結している者をいいます。
- (4) 「利用者」とは、契約者の作業所内で作業にあたる者（契約者の委託先や再委託先がある場合はそれらを含みます。）であり、かつ次号に定める対応機器等を利用する者をいいます。
- (5) 「対応機器等」とは、本サービスの利用に対応したスマートフォン、タブレットその他のデバイスをいいます。
- (6) 「本アプリ」とは、当社が提供する、本サービスを利用するためには必要な本サービス専用のアプリケーションソフトウェアであり、対応機器等にインストールし動作するものをいいます。
- (7) 「通信サービス」とは、対応機器等を利用するための通信サービスをいいます。

### 第2条 規約の適用

本規約及び別紙「taterasその他契約条件」（以下、「その他契約条件」といい、本規約と合わせて「本規約等」といいます。）は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の関係に適用されます。本規約等の内容に同意されない場合、本サービスを利用することはできません。

### 第3条 本規約等の変更

当社は、電子メール、その他当社が適切と判断する方法により、契約者に対し事前に通知を行ったうえで、本規約等の全部又は一部を、契約者の承諾を得ることなく変更することができるものとします。この場合、本サービスの利用料金（以下「利用料」といいます。）その他 の提供条件は、変更後の条件によります。

## 第2章 本サービス

### 第4条 本サービスの提供

本サービスは、別紙「その他契約条件」に定める機能を有するものとします。なお、対応機器等の種別、本アプリのバージョン又は契約者の契約状態等によっては、利用できる内容に制限がある場合があります。

2. 本サービスの利用には、対応機器等（通信サービスを含みます。）及び本アプリが必要となります。
3. 本サービスの利用可能地域は、日本国内のみとします。
4. 通信サービスについては、契約者又は利用者の責任と費用において用意いただく必要があります。

### 第5条 本サービスの保守

本サービスの保守は、当社の責任と費用において行います。なお、保守受付は、9：30～18：00まで（土日、祝日、12月29日から1月3日、及び当社の指定する日を除きます。）とします。なお、本サービスの保守について、「その他契約条件」に本規約と異なる定めがある場合は、「その他契約条件」の規定が優先して適用されます。

2. 前項に定める保守受付外の日時において本サービスの提供が困難となる事象が発生した場合、当社は翌保守受付日の保守受付開始時間以降に契約者からの申告を受け付け、必要な対応を行うものとします。
3. 当社による保守対応の詳細は別紙「その他契約条件」に定めることとします。
4. 本サービスにおける保守サポートの対応は、契約者からの問合せに限ります。なお、問合せ者が契約者であることを確認させていただく場合があります。
5. 契約者が、契約者からの申し出に基づき、当社から対応機器等の貸与を受けている場合であって、当該当社が貸与した対応機器等（以下「貸与機器」といいます。）の故障が判明したときは、当社から代替の対応機器等を送付するか、又は事前に送付した故障対応用の予備の対応機器等と交換していただくこととし、契約者は故障した貸与機器を当社へ返却いただくこととします。その際にかかる各費用は別途当社が定めるとおりとします。
6. 当社は、本アプリの利用に必要なファームウェアの更新を、当社が別途定める時間に行う場合があります。なお、これに伴い本サービスが利用できない時間帯が発生することがあります。その場合は、当社は、事前に契約者にその旨を通知するものとします。
7. 当社は、システム障害発生時の対応等のため、本アプリのログイン方法を変更する場合があります。
8. 当社又は当社の指定する者が保守のため対応機器等を設置利用する建物等へ立ち入るときは、事前に契約者又は契約者の代理の方の承諾を得るものとします。契約者には、当社及び当社の指定する者の作業が円滑、迅速に行えるよう、合理的な範囲で協力いただきます。

## 第6条 本サービス ID 等

- 当社は、契約者からの申出に基づき、本アプリを利用するため ID 及びパスワード並びに利用者の作業所への入退場を管理するための NFC タグ（以下総称して「本サービス ID 等」といいます。）を契約者に対して発行し、これを通知します。
- 契約者は、当社が発行した本サービス ID 等（サービス契約者自らが変更した本サービス ID 等も含まれるものとします。以下同じとします。）を自らの責任において厳重に管理するものとし、利用者以外の第三者に使用させ、貸与し、若しくは譲渡し、又は売買等をしてはならないものとします。
- 当社は、契約者に発行された本サービス ID 等が使用された場合は、全て契約者又は利用者により使用されたものとみなします。本サービス ID 等の管理不十分、使用上の過誤、利用者以外の第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、当社は、当社に故意又は過失がある場合を除き、当該損害発生につき責任を負いません。
- 本サービス ID 等が不正に使用されたことにより当社に損害が生じた場合、契約者は当社に対し、その損害を賠償するものとします。
- 契約者は、本サービス ID 等が盗難若しくは紛失にあった場合、又は第三者に不正に使用されたことを知った場合は、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

## 第7条 本アプリの瑕疵

当社は、本アプリに本契約に定める内容に適合しない点（以下「契約不適合」といいます。）が発見された場合で、当該契約不適合の修補が必要であると認めたときは、本契約に定める内容に適合する本アプリを提供し、又は当該契約不適合を修補するよう努めるものとしますが、その実現を保証するものではありません。本アプリの再提供又は修補が行われた場合、契約者は、本アプリを再ダウンロードし、又はバージョンアップする必要があります。なお、本アプリの再ダウンロード又はバージョンアップが完了するまでの間、本サービスを利用できないことがあります。

- 契約者は、本アプリの利用について、当社が別に定める利用条件に同意する必要があります。

## 第8条 本サービス利用に必要な提供資料等

当社は、契約者に対し、本サービスの利用に必要な以下の資料（以下「マニュアル等」といいます。）を提供するものとします。

- ① 運用マニュアル  
② 操作マニュアル  
③ 対応機器等各種取扱説明書（抜粋）  
④ その他、当社が必要と認めて契約者に提供する資料
- 契約者は、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、マニュアル等を、改変することはできず、また、マニュアル等（その改変物を含む）を他の資料、物品等と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管し、本契約で定める利用本目的以外に使用又は利用しないものとします。
- 契約者は、マニュアル等（その複製・改変物を含む）が不要となったとき又は本契約が

終了したときは、マニュアル等を速やかに当社に対して返還又は廃棄するものとします。

## 第3章 契約

### 第9条 契約の成立

- 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、申込み時点において、本規約等に定める条件を満たしていることが必要となります。
2. 申込者は、本規約等の全てに同意のうえ、当社が別途定める「tateras申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入して、当社に対し提出するものとします。なお、申込書は、契約者の作業所毎に提出するものとし、次項に基づく本契約は当該作業所毎に成立するものとします。
  3. 当社は、前項に定める申込みがあったときは、必要な手続きを経たうえで諾否を通知するものとし、当該申込みを承諾する場合は、当社が別途定める「申込内容通知書」（以下「申込内容通知書」といいます。）の提出をもって、当社と申込者との間で本契約が成立するものとします。
  4. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は第2項に定める申込みを承諾しないことがあります。
    - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
    - (2) 申込書の内容に虚偽若しくは不備がある場合、又はそのおそれがあると当社が判断した場合。
    - (3) 利用料の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合。
    - (4) 当社が提供する他サービスにおいて、過去に不正使用又は料金等の不払い等の理由により契約の解除又は利用の停止をされていることが判明した場合。
    - (5) 本契約及び本規約等で負うべき義務に違反するおそれがあると当社が判断した場合。
    - (6) その他、当社の業務の遂行上支障を生じるおそれがあると当社が判断した場合。
  5. 当社が、第3項の規定により申込みを承諾した後に、契約者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。
  6. 本サービスの契約期間は、申込内容通知書に記載の契約期間（以下「本契約期間」といいます。）とします。
  7. 申込者は法人その他の団体に限るものとし、個人のお客様による私的利用目的での申込みはできません。

### 第10条 申込内容の変更

契約者は、本契約締結時の申込内容から変更があったとき、又は申込内容の変更を希望する場合、ご契約者名、ご契約者住所、ご連絡先名、ご連絡先電話番号、ご連絡先メールアドレス、回線契約番号、契約ご担当者、契約ご担当者に関する情報、請求書送付先、建設作業所の連絡先、工事請負金額、工事終了時期については、当社が別途定める方法により速やかに当社に届け出るものとします。なお、申込内容に変更があったにもかかわらず、当社に届出がない場合（届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含み

- ます。)、本規約等に定める当社からの通知については、当社が契約者からその時点で届出を受けている連絡先への通知を以てその通知を行ったものとみなします。
2. 当社は、前項の届出があった場合、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出を契約者に求める場合があり、この場合、契約者はこれに応じるものとします。

## 第4章 料金

### 第 11 条 利用料は、申込内容通知書に記載のとおりとします。

2. 契約者は、別紙「その他契約条件」に定める支払方法にしたがい、当社に対し利用料を、これに加算される消費税（地方消費税を含みます。）相当額と併せて支払うものとします。
3. 本契約期間中、第 19 条及び第 20 条の事由、又は、通信サービスに起因する事由により、契約者が本サービスの全部又は一部を利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、当該期間中の利用料の支払いを要します。
4. 本契約の成立日又は終了日が月の途中の場合であっても、利用料の日割り計算等は致しません。

### 第 12 条 解約金

本契約期間内に本契約が第 22 条に基づき解約又は第 24 条に基づき解除された場合、契約者は、別紙「その他契約条件」の定めに基づき算出される金額を解約金として当社に支払うものとします。

### 第 13 条 延滞利息

契約者は、本契約に基づき支払うべき債務について、別紙「その他契約条件」に定める支払期日を経過してもなお支払わない場合には、当該支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。但し、支払期限の翌日から起算して 15 日以内に支払った場合は、この限りではありません。

### 第 14 条 端数処理

当社は、利用料その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

## 第5章 契約者の義務

### 第 15 条 サービス利用に対する協力

本サービスを利用する契約者は、当社及び当社の指定する者の本サービスに関連する作業が円滑、迅速に行えるよう、合理的な理由がない限り、その要請に従い別紙「その他契約条件」に定める協力をを行うものとします。契約者は必要に応じて、利用者に当該協力をさせるものとします。

## 第 16 条 貸与機器の管理

当社は、契約者に対して貸与機器を貸与する場合、契約締結日以降に、申込内容通知書の貸与機器一覧表に記載される貸与機器の貸出しを行うものとします。当社は、契約者に貸与した貸与機器について設置が必要な場合において、設置場所を変更することを契約者に要請することができ、契約者は、合理的な理由がない限り当該要請に従い設置場所の変更に応じるものとし、利用者に当該変更のために必要な協力を行わせるものとします。

2. 契約者は、当社が貸与する貸与機器に関する使用方法及び設置方法等の詳細については、貸与機器に付帯して貸与する取扱説明書及び当社が別途定める注意事項等の内容を遵守するものとします。
3. 契約者は、貸与機器の利用に関し、善良なる管理者の注意義務をもって当社の指示に従い使用及び管理するものとし、貸与機器等の破棄、破損、分解、修理、汚損等を行わないものとします。貸与機器に故障、滅失、毀損又は紛失等が生じたときは、契約者は直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。なお、契約者の故意又は過失による貸与機器の故障、毀損、滅失又は紛失等が生じた場合は、契約者は、別紙「その他契約条件」に定める弁償金(以下「弁償金」といいます。)を当社に対して支払うものとします。
4. 貸与機器の所有権は当社に帰属します。契約者は、貸与機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し、又は使用させることはできません。
5. 貸与機器の利用において生じる電気料金（消費税を含みます。）は、契約者にて負担していただきます。
6. 契約者は、貸与機器の設置場所となる建物の管理及び運用上必要な場合、並びに緊急の場合は、契約者の責任のもと、設置した貸与機器の電源を停止できるものとします。貸与機器の電源の停止により契約者又は利用者その他の第三者に損害が発生した場合は、契約者は自己の責任と費用負担で対処するものとし、当社は責任を負わないものとします。
7. 貸与機器の貸与期間は、第 1 項に基づき当社が貸出しを行った日から申込内容通知書に定める日までとします。
8. 契約者は、前項に定める貸与期間が終了した場合、当社が契約者と協議の上別途定める時期までに、当社の指示に基づき貸与機器の返却に応じるものとします。なお、返却に要する費用は契約者の負担とします。
9. 契約者において、前項に基づき当社が決定した貸与機器の返却時期から 30 日以内に返却されない場合又は返却のための連絡が取れない場合、当社は契約者が貸与機器を紛失したものを見なし、弁償金を請求することができるものとします。
10. 第 3 項に定める場合の他、契約者により貸与機器の不正利用が行われたと当社が合理的に判断した場合、当社は、当該不正利用により被った損害(合理的な弁護士費用その他の費用を含みます。)の賠償を契約者に請求することができるものとします。

## 第17条 遵守事項

契約者は、本サービスの利用にあたって、次の各号を遵守するものとします。

- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
- (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
- (3) 貸与機器及び本アプリを本サービスの利用以外の目的で使用しないこと。
- (4) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
- (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (6) 有害なコンピュータプログラム等を使用又は提供しないこと。
- (7) 当社又は第三者の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
- (8) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (9) 本サービス及びその他当社又は第三者の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
- (10) 法令、本契約、本規約等若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (11) その他前各号に類する行為を行わないこと。

## 第6章 個人情報等の取扱い

### 第18条 個人情報等の取扱い

当社は、本サービスの提供にあたり、申込者、契約者及び利用者から取得する個人情報その他の顧客情報（以下、「個人情報等」といいます。）を、次に掲げる目的その他当社が別に定める「プライバシーポリシー」（当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）に基づき当該目的達成に必要な範囲で利用します。

- ① 本サービスの提供、運営、保守及び料金請求等その他関連する業務実施の目的
  - ② 本サービスの価値向上のための分析及び検討の目的
  - ③ 本サービスに関連する商品・サービス企画のための情報収集及び分析の目的
  - ④ 本サービス品質等改善のための情報収集及び分析
  - ⑤ 契約者及び利用者に対する各種通知・連絡実施の目的
  - ⑥ 本サービスに関連する研究、学会発表、マーケティングの目的
2. 契約者は、当社からの委託により本サービスにかかる業務を行う者（以下「委託会社」といいます。）が、前項に定める目的について業務を遂行するために必要な個人情報等を知り得ることについて、同意するものとします。
  3. 契約者は、本サービスの利用にあたり、当社（委託会社を含みます。）が利用者又は契約者から利用者に係る個人情報を取得及び利用することがあることについて、当社が別に定める利用条件に定めるとおり、当該利用目的及び利用範囲を明らかにしたうえで利用

者から事前の同意を得る等、個人情報の保護に関する法律を遵守し、利用者のプライバシーその他の権利又は利益を保護するために必要かつ相当と認められる措置を講じるものとします。なお、契約者は、当該同意を得られない（又は撤回した）利用者をして、本サービスを利用させてはならないものとします。

4. 本規約と第 1 項のプライバシーポリシーに異なる定めがある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
5. 契約者は、本サービスにおいて取得する利用者に係る個人情報について、当該利用者の事前の同意を取得した範囲内に限って利用するものとします。

## 第7章 利用中止等

### 第 19 条 本サービスの提供中止

当社は、次の各号の場合、本サービスの提供を中止できるものとします。

- (1) 天災地変、戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態等の不可抗力により本サービスの提供が通常どおりできなくなつたとき。
  - (2) 本サービスに関する対応機器等、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
  - (3) 本サービスにおいて、使用する対応機器等、設備等に故障、障害等が発生したとき。
  - (4) その他、当社が本サービスの運営上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があると判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめ提供中止をする日及び期間を契約者へ通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第 20 条 本サービスの利用停止

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当し、又は第 17 条（遵守事項）各号のいずれかに違反すると当社が判断したときは、本サービスの利用を停止できるものとします。

- (1) 利用料又はその他の債務（本契約により、支払いを要することとなった本サービスに関する利用料等の料金以外の債務をいい、以下、本規約において同じとします。）について、支払期日を経過してもなお利用料その他の当社に対する債務を弁済しないとき（支払期日を経過した後、当社がその支払いの事実を確認できないときを含み、以下、本規約において同じとします。）。
- (2) 本契約締結にあたって、当社所定書面に、虚偽の記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 契約者に対する本サービスの提供により、当社の事業運営上支障が生じるなど当社の信用又は利益を損なうおそれがあるとき。
- (4) 契約者に対する本サービスの提供により、当社又は第三者の知的財産権、所有権、その他法令により保障された権利を害するおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 当社との信頼関係を著しく損なう行為があったとき又は契約者とその役員等が反社会的勢力に該当する等、当社が不適当と判断したとき。
- (6) 本サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるとき。

- (7) 当社が提供するその他サービスにおいて、過去に不正使用又は料金等の不払い等の理由により契約の解除又は利用の停止をされていることが判明した場合。
  - (8) 当社が提供するその他サービスに関する料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (9) 本契約又は本規約等に違反したとき。
  - (10) その他、当社の業務の遂行上支障があるとき。
2. 当社は、契約者に対し、前項の規定により本サービスの利用停止をするときはあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第 21 条 本サービスの提供終了

当社は、本契約期間中においても、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合、その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの提供を終了できるものとします。

- 2. 当社は、本サービスの提供の終了後において、当社が本サービスと同等又は類似のサービスを提供することについて保証致しません。
- 3. 第1項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解約する場合は、当社が適当と判断する方法によりその旨周知を行います。また、当社は、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日等について契約者に通知するものとし、当該終了日をもって本契約の解約日とします。

## 第 22 条 契約者による解約

契約者は、本契約の解約を希望する場合は、解約を希望する月の前々月の末日までに、あらかじめ当社指定の方法により通知するものとします。

2. 当社は、前項の規定により通知された解約希望月の確認を行い、これを承諾した場合には、当該解約希望月の末日をもって本契約の解約日とします。

## 第 23 条 期限の利益の喪失

契約者が、次の各号のいずれかに該当した場合、本規約等に基づき既に発生している債務は当然に期限の利益を失い、契約者は、当社に対して直ちに利用料その他の債務を弁済するものとします。以後発生する債務については、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとします。

- (1) 本契約又は本規約等の条項の一にでも違反したとき。
- (2) 手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 自らを債務者とする差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受け、又は滞納処分を受けたとき。
- (4) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。

- (5) その他、本契約を継続しがたい事由があるとき又はその恐れがあると当社が合理的に判断したとき。

## 第 24 条 解除

当社は、契約者が本規約等の規定の一にでも違背した場合、本規約等に別段の定めがある場合を除き、違背は正期間として 14 日程度の相当期間を定めて契約者に対し債務の本旨に基づく履行をなすよう契約者に催告し、当該期間内に履行がなされない場合、当該期間の経過をもって当然に本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求できるものとします。

2. 当社は、契約者が次の各号の一に該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求できるものとします。
- (1) 本規約等の規定に違背があり、当該違背の性質又は状況に照らし、違背を是正することが困難であるとき。
  - (2) 本規約等の規定に違背があり、当該違背の性質又は状況に照らし、事後相手方において違背を是正してもなお本契約の目的を達成することが困難であるとき。
  - (3) 正当な理由なく本契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
  - (4) 契約者の移転先不明等により、当社から契約者への連絡が不可能となる等、当社が本契約を継続できないと判断したとき。
  - (5) 第 17 条（遵守事項）又は第 20 条（本サービスの利用停止）に定める各号のいずれかに違反したとき。
  - (6) 契約者に支払いの停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申し立てがあったとき、解散の決議がなされたとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が発送されたとき。
  - (7) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
  - (8) その他、本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

## 第8章 知的財産権

### 第 25 条 知的財産権

本サービスにおいて当社が契約者に提供する本アプリ、その他の情報・コンテンツ等（以下「本サービスコンテンツ等」をいいます。）、貸与機器及びその他一切の物品及び電磁的情報（本規約等、第 8 条に定めるマニュアル等、ウェブサイト掲載情報等を含むがこれに限りません。以下「提供物」といいます。）に関する著作権、特許権及びノウハウ等の一切の知的財産権は、当社又は第三者に帰属します。

2. 契約者は、前項に定める提供物を次の各号のとおり取り扱うものとします。
- (1) 本サービスを利用するため以外に使用しないこと。
  - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイル又は逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと。

- (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定しないこと。

## 第9章 損害賠償の制限

### 第 26 条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが契約者において全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻から起算（なお、第 5 条第 1 項に定める保守受付外の時間に本サービスが全く利用できない状態が生じていた場合、その起算は翌保守受付日の保守受付開始時間以降に本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算します。以下、本規約において同じとします。）して、24 時間以上その状態が連續したとき（第 5 条第 1 項に定める保守受付外の時間を含みます。）に限り、その契約者の損害を賠償します。但し、その賠償の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）のみとします。

2. 当社は、前項の場合において、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後、その状態が連續した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する損害については、当社は責任を負わないものとします。
  - (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
  - (2) 対応機器等の故障に起因する損害

### 第 27 条 免責事項

当社は、契約者からの本サービスに係る問合せを遅滞無く受け付けることについて、保証するものではありません。

2. 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題、課題若しくは原因等の特定、解決方法の提案若しくは策定、又はこれらの解決が可能となることを保証するものではありません。
3. 当社は、本サービスについて、契約者の特定の利用目的への適合性、有用性、権利非侵害等について保証するものではなく、これらに関連して契約者に損害が生じたとしても、当社は責任を負わないものとします。
4. 当社は、第 19 条（本サービスの提供中止）、第 20 条（本サービスの利用停止）、第 21 条（本サービス提供終了）の規定により契約者、利用者又はその他の第三者に生じる損害について、責任を負わないものとします。
5. 自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は責任を負わないものとします。

## 第10章 雜則

### 第 28 条 通知

当社から契約者に対する通知については、本規約等に別段の規定がない限り、契約者が当社に届け出た連絡先への連絡又はその他当社が適当と判断する方法により行うものとします。

2. 当社から契約者に対する通知は、他に指定する場合を除いて、当社が前項に基づき通知した日に効力を生じるものとします。

### 第 29 条 反社会的勢力の排除

当社及び契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員 等」といいます。）であること。  
(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。  
(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。  
(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。  
(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。  
(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 当社及び契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び契約者は、相手方が前二項に違反した場合、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除できるものとします。
4. 当社及び契約者は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとします。

### 第 30 条 権利義務の移転

契約者は、本契約に基づき当社に対して本契約上の地位を第三者に承継させ、本契約から

生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に承継若しくは引受けさせ、又は担保に供してはならないものとします。

### 第 31 条 守秘義務

契約者及び当社は、相手方からの事前の書面による承諾なくして、本契約の存在及び内容、本契約を通じて知り得たアイデア、ノウハウ、データ等の相手方の技術上、営業上及び業務上的一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を本契約履行の目的以外に使用せず、第三者に開示、漏洩しないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、情報を受領した当事者が次の各号の一に該当することを立証し得た情報は、秘密情報には含まないものとします。
  - (1) 受領の時点で既に公知であるか、又は自らの責めに帰すことのできない事由により受領後に公知となった場合
  - (2) 受領の時点で既に保有していた場合
  - (3) 第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した場合
  - (4) 受領した秘密情報に依拠することなく独自に開発した場合

### 第 32 条 専属的合意管轄

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第 33 条 準拠法

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

### 第 34 条 存続条項

本契約が終了した後も第 8 条第 3 項、第 11 条乃至第 14 条、第 16 条第 3 項及び第 8 項乃至第 10 項、第 18 条、第 26 条乃至第 28 条、第 29 条第 4 項並びに第 30 条乃至第 35 条の定めはなお有効に存続するものとします。

### 第 35 条 協議

本規約等に規定のない事項、又は本契約の解釈に関し、疑義が生じた場合には、契約者、当社双方誠意をもって協議の上解決するものとします。

#### 附則

（実施期日）

1. この改正規定は、令和 6 年 6 月 17 日から実施します。（経過措置）
2. この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったサービス料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。
3. この改正規定実施前に、その事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについてはなお従前のとおりとします。